

役員報酬規程

社会福祉法人開く会

(目的)

第一条 この規程は、定款第 21 条に基づき、役員に対する報酬の支給に関する必要な事項を定める。

(報酬の額)

第二条 役員の報酬は、上限を別表 1 のとおりとする。

2 役員が事業所長を兼務する場合は、事業所長としての給与の額と役員報酬との差額を役員報酬として支払う。

(規程の準用)

第三条 役員報酬規程の支払い方法等については、この規程に定めるもののほか、職員の給与規程を準用する。

(役員賞与)

第四条 法人への貢献が大きく、理事会で承認が得られた場合、役員賞与を支給することができる。賞与の額については評議員会の承認を得て、評議員会が決定する。

(経営状況による変更)

第五条 法人の経営状況により本規程による報酬の支払いが困難な場合は、理事長の判断により報酬額を変更することがある。本条の適用については評議員会報告事項とする。

(補則)

第六条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会で別途定める。

附則 この規程は平成二十年四月一日より施行する。

附則 この規程は平成二十二年四月一日より施行する。

附則 この規程は平成二十六年四月一日より施行する。

附則 この規程は平成二十九年六月二十五日より施行する。

別表 1

非常勤役員	常勤役員	理事長	監事
20,000 円/日	7,200,000 円/年	8,000,000 円/年	10,000 円/日